

議案第 1 1 5 号

川崎市武道館条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市武道館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 9 月 5 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市武道館条例の一部を改正する条例

川崎市武道館条例（昭和 5 1 年川崎市条例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 専用利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 専用利用料

区 分	午 前	午後 1	午後 2	夜 間	全 日
	9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分
柔道場	1,760円	2,090円	2,420円	2,750円	8,250円
剣道場	1,760円	2,090円	2,420円	2,750円	8,250円

別表の 1 専用利用料の表備考第 1 項中「2割増相当額」の次に「（10円未満の端数は、切り捨てる。）」を加える。

別表の 2 個人利用料の表を次のように改める。

利用場所	利用者	金 額
柔道場	6歳以上20歳未満の者 20歳以上の学生	110円

	20歳以上の者（学生を除く。）	220円
剣道場	6歳以上20歳未満の者 20歳以上の学生	110円
	20歳以上の者（学生を除く。）	220円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

武道館の利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するものである。